

## 第19回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月25日(月)午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(4人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(4人)

吉水 隆
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農業委員	1番	遠藤 文男
農地利用最適化推進委員		田中 秀和

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 耕作放棄地の非農地判断に係る通知について

6 農業委員会事務局職員

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第19回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員のうち、1番 遠藤委員が欠席しております。農業委員5人中4人が出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

なお、農地利用最適化推進委員のうち田中委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

**【出席した内容について口頭で報告】**

・地域別農業委員長・事務局長会議

期日：2月21日(木)

場所：長岡市「アオーレ長岡」

出席者：内藤会長、大矢事務局長

・地町村農業委員会役員等研修会

期日：3月1日(金)

場所：新潟市「トラック会館」

出席者：内藤会長、森山会長代理、大矢事務局長

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、7件の報告がございます。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

番号1、2及び番号7につきましては耕作人を変更するための解約となります。

番号3、4、5、6につきましては、圃場整備の対象となっている農地となります。いずれも農地所有者である貸出人が不換地の申出をしているため、今回合意解約となりました

以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

議長 番号3～6の方は不換地の申出をしているとのことだが、換地後の農地はどのようなになるのか。

事務局 不換地となった面積分の農地については、換地した農地所有者で按分します。

4 番 番号1及び7については次の耕作者が決まっているのか。

事務局 両方とも決まっております。番号7については次の議案第1号で上程されます。番号1については、来月以降に利用権設定することになります。

議長 他に質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書20ページからご覧ください。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規設定4件、再設定37件、転貸28件の申請がありました。なお新規4件のうち、2件が耕作人変更となっております。

#### 【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 以上で議案第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第2号 耕作放棄地の非農地判断に係る通知について事務

局より説明願います。

事務局

議案第2号について説明します。議案書38ページからご覧ください。

議案書の38ページから45ページに全24件の案件が記載されております。これが、昨年11月に実施した農地法第30条に基づく農地パトロールの際に確認していただいた耕作放棄地となります。

平成21年の農林水産省通知「農地法の運用について」の「第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて」のうち、(3)のAによりますと、

「法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく調査をいう。）等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて総会又は部会の議決により判断を行うこと。」

となっております。また同通知の(4)には、

「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のもは農地に該当するものとする。」

となっております

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

と農地に該当しない土地の条件が挙げられています。

今回上程した農地につきましては、上記の基準により、非農地であると考えられるものであります。

なおこれらの農地については、農業者年金経営移譲に係る特定対象処分農地、相続税、贈与税の猶予に該当する箇所は無いことを確認しています。

非農地と判断された箇所については、非農地判断された農地の所有者に非農地通知書を発行し、登記の要請等を行い、法務局、新潟県、町農政担当部署・税務担当部署にも非農地となったことの通知をします。

以上になります。

議長

この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

田中  
推進委員

議案にある所有者の中に死亡している者がいるが、この場合は誰に通知をするのか

義 務 局 主に現在の納税義務者になります。

議 長 他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成31年3月25日

議 長 ⑩

議事録署名委員  
3 番 ⑩

議事録署名委員  
4 番 ⑩